

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業が横浜市戸塚区品濃町に設置した最終処分場（以下「処分場」という。）で行われた不適正処理に関して、これまでに本市が講じた措置等について検証を行い、再発防止策を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分場に関する行政対応の検証に関すること。
- (2) 不適正処理事案の再発防止に関すること
- (3) その他、(1)及び(2)の検討に必要な事項に関すること。

(組織及び構成員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成18年10月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。また、委員が欠けた場合において新たに委員を補充する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会には、委員長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員長代理を指名することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があるときは関係職員等に対して意見の聴取、資料の提出等を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年1月10日から実施する。